

## 愛荘町（仮称）自治基本条例策定検討委員会設置要綱

平成 20 年 4 月 10 日

告示第 38 号

（設置）

第 1 条 （仮称）愛荘町自治基本条例（以下「条例」という。）の制定に資するため、愛荘町（仮称）自治基本条例策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 委員会は、本町における住民自治のあり方を議論し、自治の基本理念や住民参画・協働によるまちづくりのしくみ等のあり方について検討するとともに、条例制定の道筋をつくることを目的とし、その結果を町長に報告する。

（組織）

第 3 条 委員会の委員は 20 名以内とし、次に掲げる者で町長が委嘱する委員をもって構成する。

（ 1 ） 識見者

（ 2 ） 公募委員 10 名以内

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から検討結果を町長に報告するまでの期間とする。

（委員長および副委員長）

第 5 条 委員会に委員長および副委員長を置く。

2 委員長および副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

（運営）

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議長は、委員長が行う。

4 委員会の会議は、公開する。

（意見聴取）

第 7 条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第 8 条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

（委任）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が町長と協議して別に定める。

付 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 10 日から施行する。